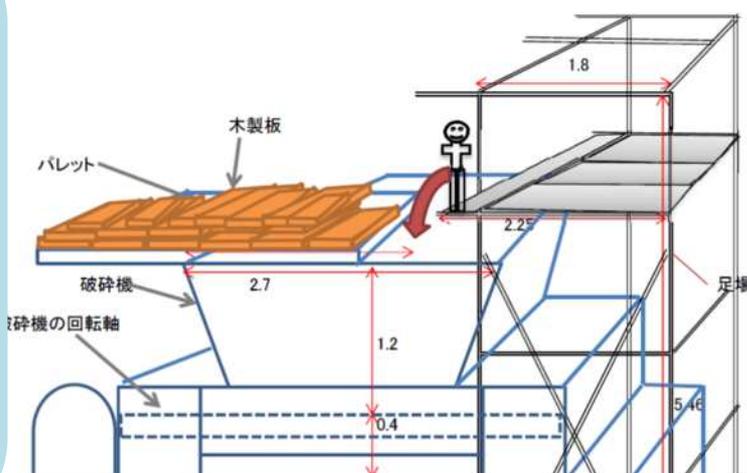


高所作業の安全！

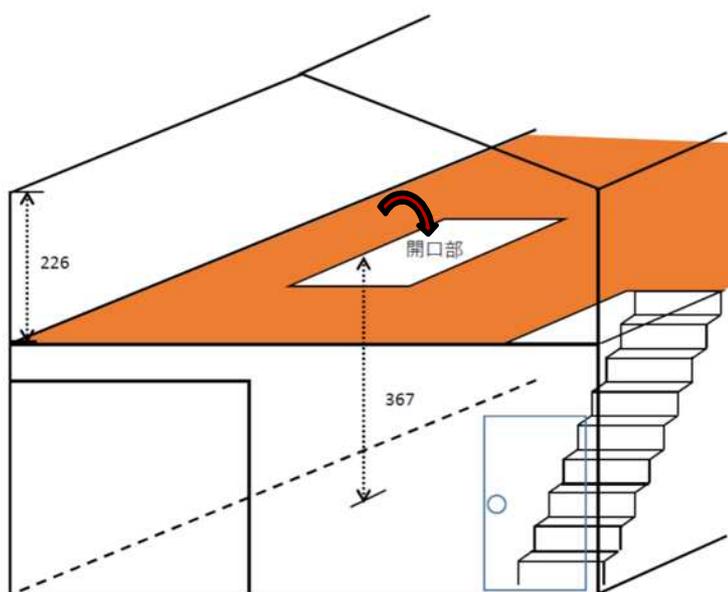
墜落災害事例 1

被災者は、パレットに積み上げられた産業廃棄物である木製板を破碎するため、当該木製板をフォークリフトにより高さ4 mほど上げ、破碎機の横に設置した高さ3.5 mの足場の上から投入していたところ、当該破碎機の中に転落し、巻き込まれ、轢死したものの。

開口部には手すり等の墜落防止措置は講じられておらず、また、被災者は、墜落制止用器具を使用していなかった。



墜落災害事例 2



被災者は、事業場の倉庫1階にある型枠を2階に床上操作式クレーンを用いて片づける作業を行っていた。被災者は、同倉庫2階中央付近の床面にある開口部(194 cm×150 cm)から高さ3.67 m墜落し、死亡したものの。

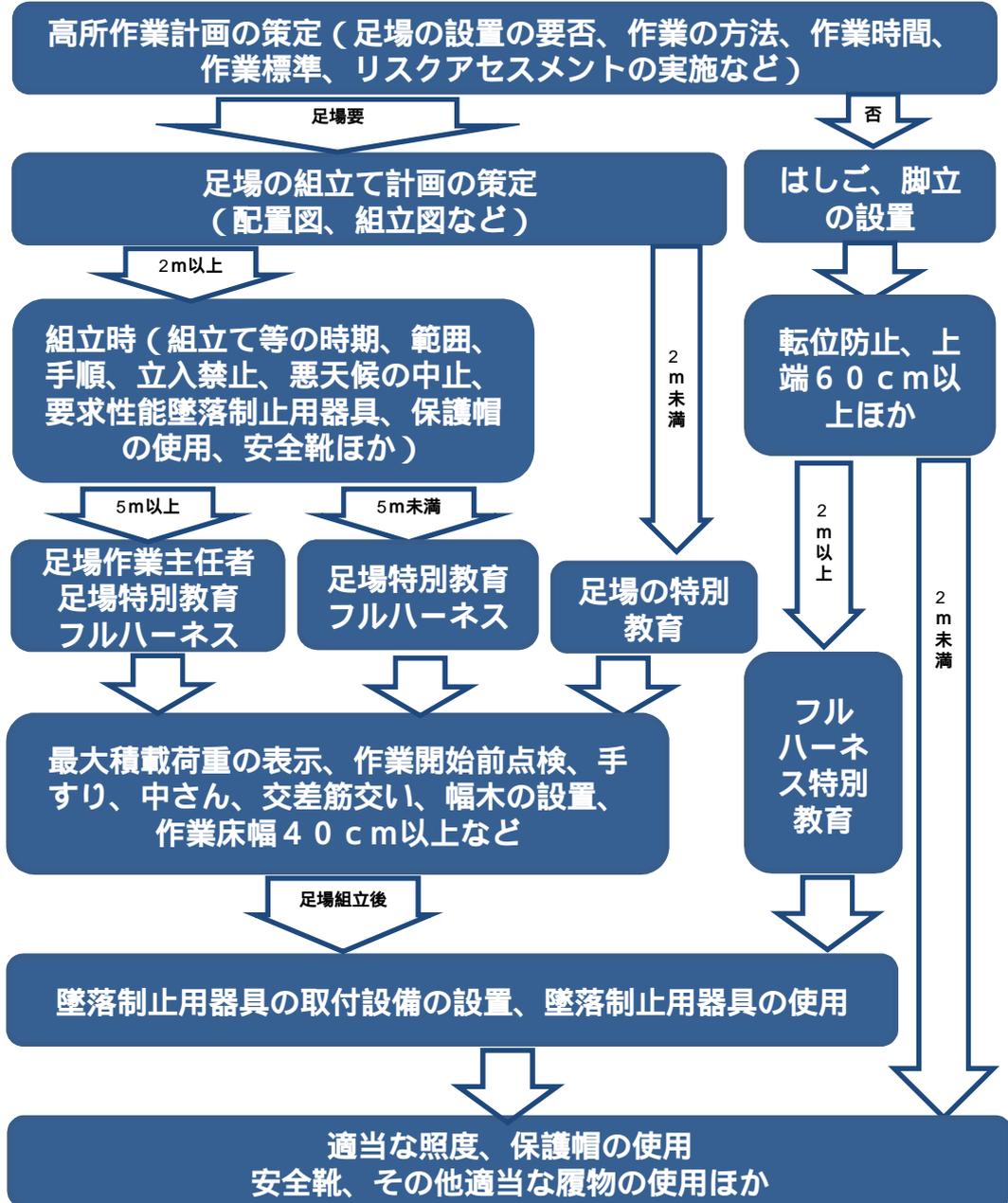
開口部には手すり等の墜落防止措置は講じられておらず、また、被災者は、墜落制止用器具を使用していなかった。

労働安全衛生法では、足場、作業床等の安全規則が定められています。



安全衛生規則を確認してみましょう。

< 足場関連の安全規則（一部） >



その他、下記通達、足場組立作業指針等を参考としてください。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱、手すり先行工法に関するガイドライン、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン、移動式足場の安全基準に関する技術上の指針、墜落制止用器具にかかる質疑応答集、墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針ほか

なお、上記以外にも、作業上必要となる事項がありますので、細心の注意を払って高所作業を行ってください。